

建築基準法第 43 条について

建築基準法（以下「法」とする）第 43 条（一部抜粋）

- 1 建築物の敷地は、道路に 2 メートル以上接しなければならない。

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。
 - 一 その敷地が幅員 4 メートル以上の道（道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全に必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）に 2 メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの。

 - 二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの。

国土交通省令（法施行規則第 10 条の 3）の規定について

法施行規則第 10 条の 3（一部抜粋）

法第 43 条第 2 項第一号の規定に基づく認定について

1 法第 43 条第 2 項第一号の国土交通省令で定める道の基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員 4 メートル以上であること。
- 二 令第 144 条の 4 第 1 項各号に掲げる基準に適合する道であること。

3 法第 43 条第 2 項第一号の国土交通省令で定める建築物の用途及び規模に関する基準は延べ面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が 200 平方メートル以内の一戸建ての住宅であることとする。

法第 43 条第 2 項第二号の規定に基づく許可について

4 法第 43 条第 2 項第二号の国土交通省令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有する建築物であること。
- 二 その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員 4 メートル以上のもの

に限る。)に2メートル以上接する建築物であること。

三 その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であつて、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。